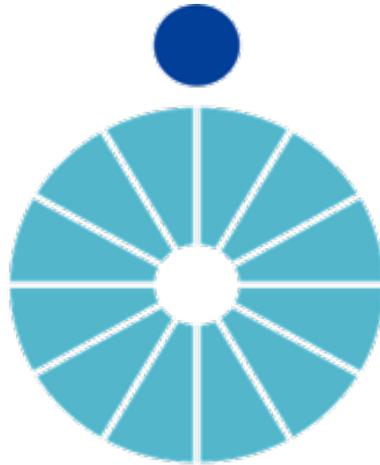


令和7年度

「次世代HPC・AI開発支援拠点形成」

公 募 要 領



文 部 科 学 省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和7年7月

## 目 次

1. 事業の背景・目的	- 1 -
2. 事業の概要	- 2 -
(1) 事業の概要	- 2 -
(2) 対象機関	- 2 -
(3) 申請者等	- 4 -
(4) 選定件数	- 4 -
(5) 事業期間	- 4 -
(6) 事業規模	- 4 -
(7) 実施体制	- 4 -
(8) 拠点において実施する事業内容	- 5 -
(9) 事業実施のスケジュール	- 7 -
3. 審査の方法	- 7 -
4. 契約の締結等	- 8 -
(1) 委託契約の締結	- 8 -
(2) 委託費の範囲等	- 9 -
(3) 成果の取扱い	- 9 -
(4) 取得資産の取扱い	- 10 -
5. 申請の方法	- 11 -
(1) 提出書類	- 11 -
(2) 申請方法	- 11 -
(3) 申請期間	- 11 -
(4) 参加表明	- 11 -
(5) 留意事項	- 12 -
(6) 公募説明会	- 12 -
(7) 質問回答	- 13 -
6. 留意事項	- 14 -

(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保.....	- 14 -
(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	- 14 -
(3) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	- 17 -
(4) 博士課程学生の処遇の改善について .....	- 17 -
(5) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	- 19 -
(6) 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について .....	- 19 -
(7) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	- 20 -
(8) URA 等のマネジメント人材の確保について .....	- 20 -
(9) 社会との対話・協働の推進について .....	- 21 -
(10) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について .....	- 21 -
(11) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について .....	- 22 -
(12) 不正使用及び不正受給への対応 .....	- 23 -
(13) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	- 24 -
(14) 関係法令等に違反した場合の措置 .....	- 25 -
(15) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について .....	- 25 -
(16) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について .....	- 25 -
(17) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について .....	- 26 -
(18) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	- 29 -

<b>7. 問合せ先</b> .....	- 30 -
----------------------	--------

<b>8. スケジュール</b> .....	- 30 -
------------------------	--------

(別紙 1) .....	- 31 -
(別紙 2) .....	- 36 -
(別紙 3) .....	- 38 -

## 1. 事業の背景・目的

文部科学省では、スーパーコンピュータ「京（けい）」を中核として、国内の大学等の主要な計算基盤を学術情報ネットワーク（Science Information NETwork（SINET））で結び、全国の利用者が一つのユーザーアカウントで用途に応じて多様な計算資源を利用できる革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）の整備・運用を平成24年度から開始した。また、平成26年度から令和2年度にかけてスーパーコンピュータ「富岳」の開発・整備を推進し、令和3年3月から「富岳」の運用が開始された。

文部科学省では、「富岳」を活用し、社会的・科学的課題の解決に資するアプリケーション開発及び研究開発に取り組み、世界を先導する成果を創出することを支援するため、『スーパーコンピュータ「富岳」成果創出加速プログラム（次世代超高速電子計算機システム利用の成果促進）』を令和2年度から実施している。令和4年度から令和6年度にかけては「次世代計算基盤に係る調査研究」にてポスト「富岳」時代の次世代計算基盤の具体的な性能・機能等について検討が行われ、また、令和6年6月には「次世代計算基盤に関する報告書 最終取りまとめ」において次期フラグシップシステムに求められる性能・機能にて報告が行われた。令和7年1月には、理化学研究所において「富岳」の次世代となる新たなフラグシップシステムの開発・整備が開始された。

近年、シミュレーション、データサイエンスの進展や生成AIに係る技術革新などにより、研究開発に必要な計算資源の需要が急拡大するとともに、AIとシミュレーション、リアルタイムデータや自動実験を組み合わせた取組(AI for Science)の重要性が高まっている。こうした中で、HPCIを構成する各大学基盤センター等のシステムにおいては大規模GPUシステムが既に稼働しており、今後もさらなる導入が見込まれている。新たなフラグシップシステムにおいても加速部の導入が予定されており、今後我が国においては、これまで「京」・「富岳」を中核とするHPCIにおいて開発が進められてきた既存アプリケーションやポスト「富岳」時代を見据えた新たな科学研究分野における新規アプリケーションの加速部対応、AIの活用など、新たな計算機利用に対応した次世代のHPC・AI開発を進める必要がある。

本事業では、加速部やAIを活用した計算手法により更なる計算科学の発

展を推進するため、新規・既存アプリケーション開発者等に対する加速部対応等の技術支援及び必要な研究開発を実施するとともに、国内の計算科学分野の研究者や民間企業のユーザに対する普及啓発活動等を実施する。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業の概要

本事業では、これまで「京」・「富岳」を中核とするHPCIにおいて開発が進められてきた既存アプリケーションのほか、ポスト「富岳」時代を見据えた新たな科学研究分野（AI for Science等）における新規アプリケーションについて、新たなフラッグシップシステムにおいて導入が予定されている加速部への対応等をはじめとした次世代のHPC・AI開発の技術支援等を行うための拠点（以下、「拠点」という。）を形成する。拠点においては、CPU, GPU開発ベンダー等とも連携して新規・既存アプリケーション開発者等に対する技術支援や必要な研究開発を実施し、知見の蓄積を図るとともに、人材育成に資する取組を実施・推進する。また、国内の計算科学分野の研究者や民間企業のユーザ等を含めた分野横断型のコミュニティを形成し、効果的かつ効率的に技術支援を進めるとともに、国内のユーザへの普及啓発活動等を実施する。

### (2) 対象機関

本事業では、以下の（ア）代表機関と（イ）中核機関、（ウ）協力機関が連携して拠点を形成し、次世代HPC・AI開発の技術支援・研究開発を実施する。

#### （ア）代表機関

本事業の実施の代表および中核を担う機関。対象となる機関は、以下に掲げる機関であって、かつ文部科学省との間で委託契約を締結できる日本国内の機関である。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

中核機関とともに事業を実施する場合、代表機関は中核機関との役割分担を明確に示した実施計画を策定し、その実行に対して責任を負うこと。

また、代表機関は、以下に掲げる要件を満たすこと。

- ・ 本事業の実施に必要な事務手続きを行うことが可能であること。

- ・ 「富岳」の運用機関およびポスト「富岳」の開発主体である理化学研究所や「富岳」登録施設利用促進機関、CPU、GPU開発ベンダー、中核機関および協力機関と緊密に連携し、本事業の円滑な実施に寄与できる体制が整っていること。  
 ※上記要件は、理化学研究所や「富岳」登録施設利用促進機関が代表機関や中核機関あるいは協力機関となることは妨げない
- ・ 代表機関または中核機関において、本事業の実施に必要なCPUおよびGPU資源の供出が可能であること。

#### (イ) 中核機関

代表機関が受託する業務について、委託費の配分を受けて代表機関と一体となって実施する、本事業の実施の中核を担う機関。対象となる機関は、以下に掲げる機関であって、かつ代表機関との間で委託契約を締結できる日本国内の機関である。なお、中核機関は必須ではない。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

中核機関が満たすべき要件は、代表機関に準じる。

#### (ウ) 協力機関

代表機関および中核機関と協力して、次世代HPC・AI開発の技術支援や人材育成に資する取組等を実施する機関。委託費の配分は受けない。対象となる機関は、以下に掲げる機関であって、代表機関または中核機関と共同研究契約等を締結している、又は締結する予定の機関。なお、協力機関は必須ではない。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

なお、事業の途中で中核機関や協力機関の追加、あるいは協力機関から中核機関への変更、中核機関から協力機関への変更等を行っても構わない（代表機関の変更は不可）。

### （３）申請者等

本事業における申請者は、代表機関の長とする。また、代表機関および中核機関に所属する者の中から、事業の推進に責任を持つ事業推進責任者（１名）、文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に事業推進責任者と連絡をとることができる、事業推進責任者と同じ機関に所属する事務連絡担当者（１名以上）をそれぞれの機関から指定するものとする。

### （４）選定件数

１件（拠点）を予定。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがある。

### （５）事業期間

令和７年度～令和11年度を予定。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価結果等を踏まえて検討を行う。

### （６）事業規模

本事業の令和７年度の実施予定額については、全体で280百万円（一般管理費含む）を上限とする。２拠点以上の選定を行った場合、拠点ごとの委託額は後述する審査の結果を踏まえて文部科学省が決定する。

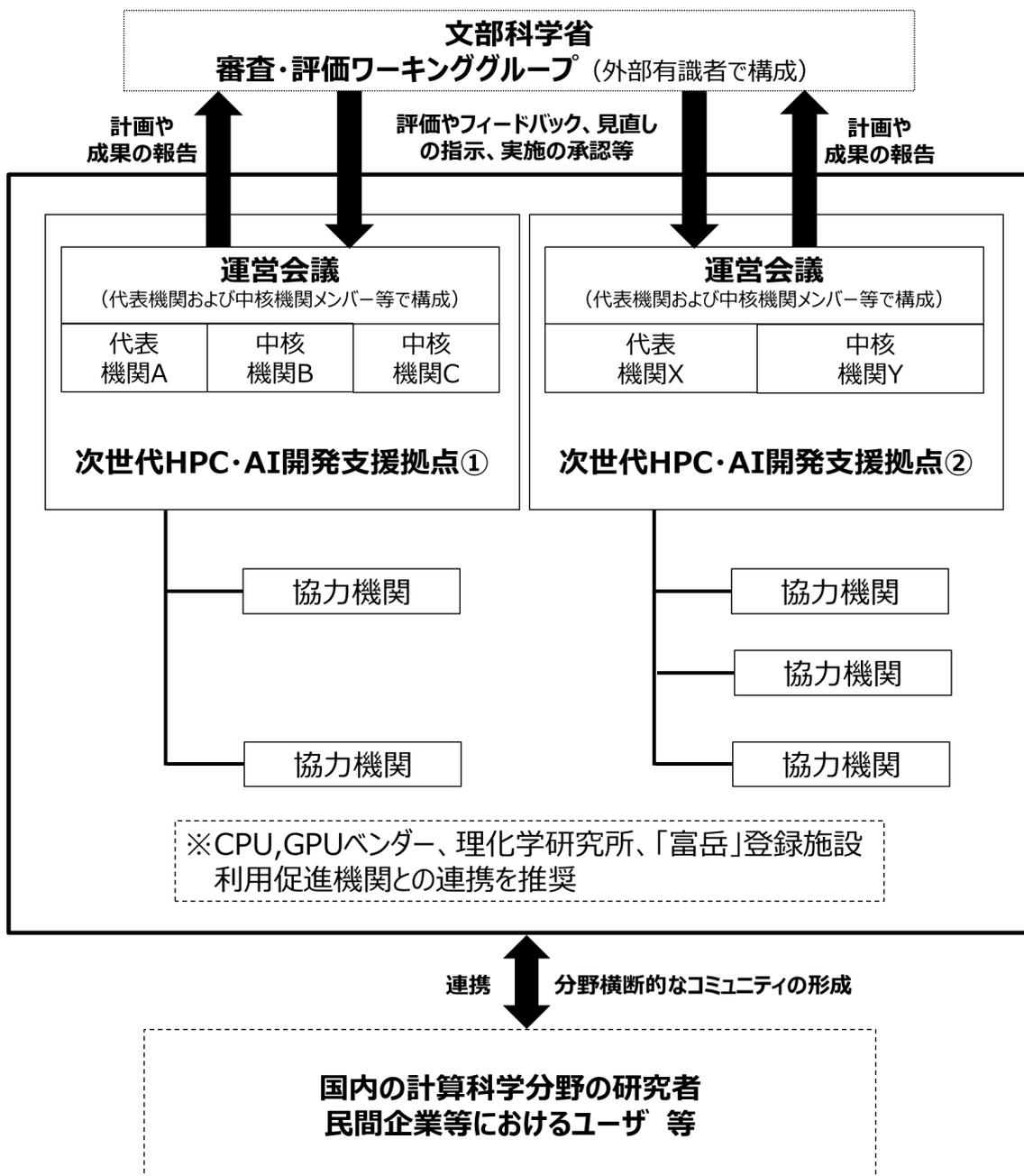
また、令和８年度以降の委託額は本事業全体に措置される予算や有識者会議の検討を踏まえ、文部科学省が決定する（各年度について、全体で550百万円（一般管理費含む）を予定）。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価結果等を踏まえて検討を行う。

### （７）実施体制

本事業の実施体制の全体イメージ（特に、拠点や代表機関、中核機関および協力機関の数についてはこの限りではない点に留意）は下図のとおりである。

各拠点において代表機関および中核機関で構成される運営会議（仮称）を設置する（対面またはオンラインにて年４回以上の実施を想定）。協力機関等と連携して拠点を形成し、技術支援および研究開発を行う。

文部科学省が設置する審査・評価ワーキンググループ（仮称）では、各拠点から報告される事業計画及び成果に対して、評価やフィードバック、見直しの指示、実施の承認等を行う。



**(8) 拠点において実施する事業内容**

① 各機関との連携体制の構築・拠点運営

- ・ 代表機関および中核機関において最先端技術の研究開発を支援する運営会議（仮称）を置き、予算実行管理、協力機関等との連携、アウトリーチ戦略の策定など、拠点全体としての技術支援・研究推進等に必要な取組を行う。
- ・ 代表機関、中核機関および協力機関における人材を集約してチームを形成する等、拠点全体で効率的な技術支援・研究開発等が実施可能な体制

- を整備する。
- ・ 拠点において技術支援・研究開発等を担う人材のスキルアップや、中長期的なキャリア形成等に資する取組を推進する。
  - ・ 代表機関において毎年度ごとに事業の実施計画を策定し、文部科学省が設置する審査・評価ワーキンググループ（仮称）において、本事業の計画及び成果について定期的に報告を行う。
- ② アプリケーション開発者等の分野横断的な交流を進めるコミュニティ形成
- ・ これまでHPCIにおいて開発が進められてきた既存アプリケーションやポスト「富岳」時代を見据えた新たな科学研究分野における新規アプリケーションの開発者等に対して技術支援等を随時実施するための打合せの場や、オンラインプラットフォーム（Slack・Redmine等）を提供・運営する。
  - ・ 上記の開発者等の分野横断的なナレッジ共有や研究開発の技術的議論を深める意見交換等による課題解決やスキルアップに資する場（オンラインまたはオフラインのシンポジウムやハッカソンなどの研究開発イベントや、最先端技術に関する交流会等を想定）を、CPU, GPUベンダーとも適宜連携して定期的に提供・運営する。
- ③ 加速部対応等に係る研究開発及び技術支援プログラムの構築・実施
- ・ 効率的な技術支援の実施に必要な研究開発（各計算機システムで共通的に利用できるソフトウェアスタックの標準化の推進に向けた取組や、大規模な科学技術計算コードへの加速部対応変換ツールの活用等を想定）を実施する。
  - ・ 代表機関や中核機関、協力機関、理化学研究所、「富岳」登録施設利用促進機関等において過去にそれぞれ個別に整備・実施されてきた加速部対応等に係る教材等を集約・整理し、CPU, GPUベンダーとも連携して幅広い分野・技術レベルに対応した体系的かつ実践的な技術支援プログラム（ハンズオン講習会や、オンライン学習プラットフォームを通じた加速部対応支援プログラム等を想定）の実施や、加速部対応の基盤的な対応スキームの構築（主要な利活用に関連する加速部への移行のサポート、実例や対応策等のベストプラクティスの集約等を想定）を行う。
  - ・ 代表機関、中核機関、協力機関および②のコミュニティにおいて上記プログラムを展開し、効率的な技術支援に供するとともに、コミュニティ全体の研究開発を推進する。
- ④ 国内のユーザへの普及啓発活動
- ・ ②および③の技術支援・研究開発に係る取組を実施する中で拠点としての知見を蓄積し、特に国内の計算科学分野の研究者や民間企業等におけ

る研究開発の実施や利用に関連するユーザに対しても広く普及啓発活動（大規模なオンラインでの普及活動やHPC/AI活用や研究開発の実例の広報を担うシンポジウムの実施等を想定）を展開する。

### （9）事業実施のスケジュール

本事業実施の大まかなスケジュールについて、主な事項として以下を想定。詳細な実施計画については、文部科学省が設置する審査・評価ワーキンググループ（仮称）の評価やフィードバック、見直しの指示等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

～令和7年度	運営会議（仮称）の設置、各機関の連携体制の整備・構築
令和7年度～	効率的な技術支援の実施に必要な研究開発の実施
令和8年度～	アプリケーション開発者等の分野横断型コミュニティ形成 加速部対応等に係る技術支援プログラムの構築・実施
令和9年度～	国内のユーザへの普及啓発活動

## 3. 審査の方法

本事業における実施機関の選定に関する審査は、文部科学省に設置する、外部有識者から構成される審査・評価ワーキンググループにおいて行う。審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行い、審査に用いる会議資料についても非公開とする。

具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査・評価ワーキンググループにおいて審査を行う。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

応募された提案は、審査要領において定められた評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び非公開の面接審査を行うこととする。面接審査は、申請件数等も勘案し、原則書面審査によって選定された機関のみ実施することとし、面接対象となった申請者には、面接審査日の概ね1週間前を目途に文部科学省より連絡する。なお、面接審査は原則文部科学省が指定した日程で行う。

具体的には審査要領（別紙1）を参照すること。

## 4. 契約の締結等

### (1) 委託契約の締結

#### (ア) 契約条件等

採択された拠点の代表機関については、最新の「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に基づき、文部科学省と代表機関との間において委託契約を締結する。契約を締結するに当たっては、採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された機関であっても取り消しとなることがある。なお、契約の締結は年度ごとに行うものとする。

契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって、契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。

契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがある。また、事業の進捗状況や審査・評価ワーキンググループの意見を踏まえ、年度途中での事業計画の見直し等による契約変更を行うことがある。

なお、予算執行に当たって、各機関は共同調達等を行うなど効果的かつ効率的な執行に資するよう努めること。

#### (イ) 契約の準備について

拠点の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、各拠点の代表機関は、当該年度の業務計画書および経費等内訳書を委託契約書に添付して文部科学省に提出すること。

#### (ウ) 再委託契約について

代表機関が本事業を実施するに当たって、中核機関に本委託契約の一部を委託する場合は、中核機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託における事業の進捗状況及び事業実施に要する経費について管理すること。

なお、中核機関は代表機関と再委託契約を締結することを基本とするが、法人等の事情により代表機関からの再委託が不可の場合、文部科学省と中核機関が委託契約を締結できる。ただし、その場合、協定等において代表機関との連携を担保する必要がある。このことから、文部科学省と中

核機関との委託契約を希望する場合、代表機関と当該中核機関との協定等の内容について提案書の様式に記載すること。また、文部科学省との委託契約を希望することと、本公募要領や事務処理要領に従った事務等を行うことを記載した当該中核機関の同意書を別紙として添付する。

また、本委託契約の一部について、協力機関と連携して実施する場合は、代表機関あるいは中核機関と当該協力機関との共同研究契約等により、各機関の役割を明確にすること。

#### (エ) 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、代表機関が委託契約書に基づいて委託業務実績報告書等を提出する。委託業務実績報告書等を受けて行う委託費の額の確定等において、本事業の実施に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。

### (2) 委託費の範囲等

#### (ア) 委託費の範囲

本事業における委託費の範囲は、本事業に直接係る経費及び一般管理費とする。本事業では、事務処理要領に基づき費目構成を設定しているため、経費の取扱いについては別紙2を参照すること。

#### (イ) 委託費の積算

代表機関は、必要な経費を項目ごとに算出し、総額を計上すること。その内容については、提案書の様式に記載すること。

#### (ウ) 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとする。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

### (3) 成果の取扱い

#### (ア) 委託業務成果報告書の提出

事業実施機関は、毎年度の事業実施成果を取りまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を、電子媒体で提出すること。電子媒体は、ファイル形式を pdf 形式とすること。また、原則として同内容の電子媒体を Word 形式でも併せて提出すること。委託業務成果報告書は、文部科学省ホ

ームページ、国立国会図書館等で公開される。なお、成果報告会や文部科学省が開催する有識者会議等での発表・報告を求めることがある。

#### (イ) 研究成果の帰属

以下の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利を一定の条件の下、帰属させることができる。再委託先である協力機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と中核機関の間で取り決めておくこと。

- ・ 特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・ 著作権(著作権法)
- ・ 回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

#### (4) 取得資産の取扱い

##### (ア) 所有権

委託費により取得した資産計上対象物品(設備備品及び文部科学省が指定する試作品で1個10万円以上かつ使用可能期間が1年以上の資産等。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省の指示に従い国に移転しなければならない。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。

なお、設備備品等については、事業実施機関が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこと。

##### (イ) 委託期間後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途、文部科学省との協議となる。

## 5. 申請の方法

### (1) 提出書類

- ①企画提案書
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③誓約書（様式7）（※）

①および③の様式については、以下の文部科学省ウェブページの公募情報より申請書類をダウンロードすること。

○文部科学省ウェブページ

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/detail/mext\\_00480.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00480.html)

※誓約書の提出について

- ・本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式7）を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- ・上記の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とする。

### (2) 申請方法

以下の宛先に、e-mailにて申請書類を提出すること。

宛先：hpci-con@mext.go.jp

件名：「次世代HPC・AI開発支援拠点形成 申請書類提出」

### (3) 申請期間

- ・令和7年7月8日（火）から8月4日（月）17：00（期限厳守）
- ・提出期限を過ぎて行われた申請については理由の如何を問わず一切受け付けないので注意すること。

### (4) 参加表明

本企画競争に参加を希望する者は原則として、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載の上、令和7年7月30日（水）17時まで申し込むこと。

宛先 : hpci-con@mext. go. jp

件名 : 「次世代HPC・AI開発支援拠点形成 参加表明」

#### (5) 留意事項

- ・ 本企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項は以下のとおり
  - ・ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ・ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ・ 申請書類は、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載することとする。また、申請書類の様式を守ること。
- ・ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともある。なお、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがある。この場合、虚偽の記載等を行った機関又は責任者について、一定期間本事業への参加を制限する（他の文部科学省公募事業等においても、参加が制限される場合がある。）。
- ・ 選定された拠点の代表機関に対しては、別途、委託契約に関する連絡を行う。

#### (6) 公募説明会

本事業の内容、申請手続き等についての説明会を以下のとおり実施する。

日時 : 令和7年7月15日(火) 15:00~16:00 (14:45開場)

会場 : オンライン開催

参加希望者は、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載の上、令和7年7月14日(月)12時までに申し込むこと。  
なお、本事業への申請に当たり、本説明会への参加は必須ではない。

宛先 : hpci-con@mext. go. jp

件名 : 「次世代HPC・AI開発支援拠点形成 公募説明会申込」

## (7) 質問回答

制度・事業に関する問合せは、文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進室にて受け付ける。

宛先：hpci-con@mext.go.jp

件名：「次世代HPC・AI開発支援拠点形成 質問送付」

なお、問い合わせに当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 審査状況、採否に関する問合せには一切回答しない。
- ・ 公募期間中については、質問者のみが有利になるような質問・相談等については回答しない。
- ・ 質問と回答については、原則として文部科学省ホームページで公開される。

## 6. 留意事項

### (1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要である。

かかる観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

### (2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

#### ○ 安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがある。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っている。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合があるので留意すること。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについても留意願いたい。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは下記を参照。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryu/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

- 日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられた。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要がある。

同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれている。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としているが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としている。

そのため、例えば、

- ① 国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合
- ② 国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合
- ③ 国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合

等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性がある。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社

に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされている。

本事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されるので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底すること。

### (3) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」（令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところ、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされている。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくよう留意されたい。

安保理決議第2321号については、以下を参照すること。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

### (4) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給できることに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められている。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令

和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされている。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行うこと。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としている。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としている。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度(※3)時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示している。

※3 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断すること。  
上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではない。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること。

#### (5) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところ。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、本事業の実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって、短期間の任期ではなく、可能な限り一定期間の任期を確保するよう努めること。

#### (6) 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出

産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしている。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしている。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められている。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととする。

#### **(7) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられている。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられている。

これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでいただきたい。

#### **(8) URA等のマネジメント人材の確保について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されている。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されている。

これらを踏まえ、本事業により、URA等のマネジメント人材を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって、短期間の任期ではなく、可能な限り一定期間の任期を確保するよう努めること。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組を進めること。

#### (9) 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）（別紙3参照）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むこと。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

#### (10) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業への応募、研究実施等にあたり、公的研究費の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※4）の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全

での競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※4 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(11) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について  
本事業の契約にあたり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要である（チェックリストの提出がない場合の契約は認められない。）。

このため、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和7年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託契約締結時までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）すること。

なお、令和6年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約が認められるが、この場合は、令和7年度版チェックリストを令和7年12月1日までに提出すること。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要がある。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関（委託費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要である。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

（体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を

盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行うよう努めること。

## (12) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費等の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応する。

### ○ 研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

#### ① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた機関について、本事業の委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

#### ② 申請及び参加（※5）資格の制限等の措置

本事業の研究費等の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※6）に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。

※5 「申請及び参加」とは、本事業の参加者として応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※6 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間(※7) (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から(※8))
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年

	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※7 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※8 委託費等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

### ③不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則公表する。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

○現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### (13) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※9）において、研究費等の不正

使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」〔競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.12.17改正）〕に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度のほか、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となる。

※9 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイト  
を参照すること。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### **(14) 関係法令等に違反した場合の措置**

補助事業等を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがある。

#### **(15) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について**

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施にあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（※10）を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※10 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」  
については、以下のウェブページを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

#### **(16) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について**

本事業の契約にあたり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要となる（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認め

られない。)

このため、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Radから令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託契約締結時までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Radを利用して、提出（アップロード）すること。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要である。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00008.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00008.html)

- ・ 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要するので、十分に注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照すること。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

- ・ 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要となるので、留意すること。

**(17) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について**

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

**① 契約の解除等の措置**

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、本事業の委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

②申請及び参加（※11）資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

※11 「申請及び参加」とは、本事業の参加者として応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年

	上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの		2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの		1～2年

③競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他府省関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となる。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関において適切に対応すること。

現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウエ

ブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### (18) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになる。

提案した拠点が採択された後、契約手続きの中で、事業推進責任者は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要となる。

なお、以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省研究振興局長 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長 (理事長)

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

#### 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本事業に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

## 7. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は以下のとおりである。

### ○ 事業の内容に関する問合せ

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付 計算科学技術推進室

担当者：池田、森

E-mail：hpci-con@mext.go.jp

T E L：03-6734-4275

## 8. スケジュール

公募開始	令和7年7月8日（火）
公募説明会	令和7年7月15日（火）15:00～16:00
申請締切	令和7年8月4日（月）17:00（厳守）
書面審査	令和7年8月上旬～中旬（予定）
面接審査	令和7年8月中旬～下旬（予定）
選定結果通知	令和7年8月下旬～9月上旬（予定）
委託契約等	令和7年9月頃～（予定）
事業開始	令和7年10月頃（予定）

## 審査要領

### 1. 審査体制

本事業の申請に係る審査は、文部科学省が設置する審査委員会において実施する。審査委員会は、申請内容について、2. 審査方法により審査を行い、拠点を選定することとする。なお、公正で透明な評価を行う観点から、審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、文部科学省の担当部局（研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進室）に速やかに申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

①から⑥に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、⑦に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

### 2. 審査方法

審査委員会の委員（以下、「委員」という。）は、代表機関からの申請書について、「評価項目及び審査基準」（別添1）に基づき、書面審査及び面接審査を行うこととする。面接審査においては、代表機関の事業推進責任者および必要に応じて中核機関の事業推進責任者がプレゼンテーションを行うこととする。委員は審査に必要な場合、代表機関に対し資料の追加提出を求めることができる。

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員の合議により審査委員会が採択拠点候補を選定することとする。

文部科学省は、審査委員会の審査結果を尊重し、採択する拠点を決定することとする。

審査内容及び仕様については、非公開とする。なお、選考の途中経過についての問合せには一切応じられない。

### 3. 選定結果の通知

採択に当たっては、事業実施の内容、事業期間、事業に要する経費又は実施体制等に関し、条件を付すことがある。この場合、当該提案の代表機関及び事業推進責任者と調整を行い、事業計画の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、採択を決定する。

採択の決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。また、文部科学省ウェブページへの掲載等により、委員等についての情報を公開する。

### 4. その他

- ・ 審査委員は、本審査で知り得た情報（申請書及びそれらの内容、応募機関の情報、審査に関連して各委員を特定できる情報、各委員の発言内容、審査評点及び集計結果、審査結果、委員の氏名、その他非公表とされている情報等）を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。
- ・ 審査委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理するとともに、審査終了後、審査書類等は委員において適切に廃棄すること。
- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省の担当部局（研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進室）に報告しなければならない。同部局は報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

## 評価項目及び審査基準

## 1. 評価項目

評価項目	評価の観点
① 実施体制の妥当性、 有効性、将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本事業を十分実施できる機関・研究者が構成機関・構成員に入っているか。</li> <li>○ 代表機関、中核機関、協力機関それぞれの役割分担が明確かつ妥当であるか</li> <li>○ 拠点全体の進捗把握と管理ができる適切なマネジメント体制がとられる見込みか。</li> <li>○ 運営会議への協力を含め、各機関で相互に連携して技術支援や研究開発を行うことができる体制となっているか。</li> <li>○ CPU, GPU ベンダーや理化学研究所、「富岳」登録施設利用促進機関との十分な連携体制が構築できる見込みか</li> <li>○ HPCI システムや国内の計算機ユーザへの波及効果が期待できる体制となっているか</li> </ul>
② 実施計画の妥当性、 有効性、将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アプリケーション開発者やユーザへの分野横断的な交流や課題解決およびスキルアップが期待できる構想・計画となっているか</li> <li>○ CPU, GPU ベンダー等を巻き込んだイベントの開催等が具体的に構想・計画されているか</li> <li>○ 加速部対応等に係る効率的な技術支援の実施に資するような研究開発計画となっているか</li> <li>○ 幅広い分野・技術レベルに対応した体系的かつ実践的な技術支援プログラムの構築・実施が期待できる構想・計画となっているか</li> </ul>
③ 技術展開・人材育成 の妥当性、有効性、 将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点において技術支援や研究開発等を担う人材のスキルアップや中長期的なキャリア形成等に資する体制あるいは計画となっているか</li> <li>○ 拠点における技術支援等の取組を HPCI システム構成機関等へと段階的に展開することができる見込みか</li> <li>○ 国内の計算科学分野の研究者や民間企業等におけるユーザに対しての普及啓発を期待できる計画となっているか。</li> </ul>

	○ アカデミア・産業界双方における人材不足の解消、技術やコミュニティの維持への寄与が将来的に期待できる研究内容、計画となっているか。
④ 所要経費の妥当性、有効性	○ 不要な経費が計画に入っていないか。 ○ その他の所要経費の内容（特に大型の設備整備費、人件費、謝金、旅費）が妥当であるか。所要経費の内容が妥当であるか。
⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	○ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

## 2. 審査基準

評価は、提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。評価項目ごとに、以下に示す審査基準に基づきそれぞれ点数化（最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均）し、原則として①～④の評価点の合計に、⑤の評価点に2を除いたものを加えた合計点の最も高い者から順番に採択するものとする。ただし、12点を合格最低基準点とし、これを下回るものは原則として採択しない。また、合計点が最も高い者でもあっても、審査委員会において不相当と判断される場合には審査委員会の決定により採択しないことがあることに留意すること。なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### (1) 1. ①～④に係る項目について

次の5段階評価とし、審査委員会の各委員が評価した結果の合計を平均したものを当該提案に対する評価点とする。

- 5点・・・大変優れている
- 4点・・・優れている
- 3点・・・普通
- 2点・・・やや劣っている
- 1点・・・劣っている

### (2) 1. ⑤に係る項目について

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分の点数を当該提案に対する評価点とする。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 詳細については「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を参照すること	点数																
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 <table border="1" data-bbox="400 456 1275 645"> <tr> <td data-bbox="400 456 1275 495">プラチナえるぼし</td> <td data-bbox="1275 456 1372 495">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 495 1275 533">えるぼし3段階目</td> <td data-bbox="1275 495 1372 533">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 533 1275 571">えるぼし2段階目</td> <td data-bbox="1275 533 1372 571">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 571 1275 609">えるぼし1段階目</td> <td data-bbox="1275 571 1372 609">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 609 1275 645">行動計画</td> <td data-bbox="1275 609 1372 645">1</td> </tr> </table>	プラチナえるぼし	5	えるぼし3段階目	4	えるぼし2段階目	3	えるぼし1段階目	2	行動計画	1							
プラチナえるぼし	5																
えるぼし3段階目	4																
えるぼし2段階目	3																
えるぼし1段階目	2																
行動計画	1																
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） <table border="1" data-bbox="400 705 1275 1003"> <tr> <td data-bbox="400 705 1275 743">プラチナくるみん</td> <td data-bbox="1275 705 1372 743">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 743 1275 781">くるみん（令和7年4月1日以後の基準）</td> <td data-bbox="1275 743 1372 781">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 781 1275 819">くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）</td> <td data-bbox="1275 781 1372 819">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 819 1275 857">トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）</td> <td data-bbox="1275 819 1372 857">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 857 1275 896">くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）</td> <td data-bbox="1275 857 1372 896">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 896 1275 934">トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）</td> <td data-bbox="1275 896 1372 934">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 934 1275 972">くるみん（平成29年3月31日までの基準）</td> <td data-bbox="1275 934 1372 972">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 972 1275 1003">行動計画（令和7年4月1日以後の基準）</td> <td data-bbox="1275 972 1372 1003">1</td> </tr> </table>	プラチナくるみん	5	くるみん（令和7年4月1日以後の基準）	4	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3	トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）	3	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	3	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3	くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2	行動計画（令和7年4月1日以後の基準）	1	
プラチナくるみん	5																
くるみん（令和7年4月1日以後の基準）	4																
くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3																
トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）	3																
くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	3																
トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3																
くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2																
行動計画（令和7年4月1日以後の基準）	1																
○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	4																

## (別紙2)

## 大項目・中項目一覧表（競争的研究費以外の場合）

原則、本表に基づいて経費の計上を行うこと。

大項目	中項目	備考
設備備品費		取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費
試作品費		試作する装置に要する費用。 ※甲の指示で資産計上する可能性があるもの
人件費	業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分 派遣職員	業務担当職員と補助者は必ず別の中項目とすること。 さらに単価の違いに応じて、「主任研究員」「研究員A」「部長級」等と細分した中項目を用いてもよい。独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。  ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること
業務実施費	消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水料 消費税相当額	中項目欄は、上記の各大項目に含まれない、（研究用等）消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費（委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む）、電子計算機諸費（プログラム作成費を含む）、保険料（業務・事業に必要なもの）、光熱水料（一般管理費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがあること）、消費税相当額（「人件費（通勤手当除く）」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費並びに、軽減税率対象品目が計上される場合に当該品目の消費税抜価格に標準税率を乗じて算出した額と当該品目の消費税込価格との差額分に係る経費）、インボイス影響額等を記載する。なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。  ※公共交通機関を利用して移動する際の交通費について、切符購入など又はICカードによる乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱いについて定めること。  ※消費税相当額の算出に当たり、一元未満の端数があるときは切捨てること。

大項目	中項目	備考
一般管理費		<p>一般管理費は、委託業務を実施するうえで必要な経費であるが直接経費（設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費）以外の経費。  摘要欄等に記載する際は、一般管理費は「上記経費の〇％」。</p> <p>一般管理費率は、  一般競争入札の場合には、委託先の規程と契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率とを比較し、いずれか低い率を上限として適用する。委託先の規程がない場合は、契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と10％を比較して、いずれか低い方を適用する。  上記以外の場合には、委託先の規程と10％を比較して、いずれか低い方、又は規程がない場合は契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と10％を比較して、いずれか低い方を適用する。</p> <p>※一般管理費の率は、1契約期間中においては変動しない。</p> <p>※国の機関については、「一般管理費」を「事業管理費」（5％）と読み替える。</p> <p>※一般管理費の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。</p>

「国民との科学・技術対話」の推進について  
(基本的取組方針)

平成22年6月19日  
科学技術政策担当大臣  
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求め声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。

- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

## (2) 大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。  
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2(1)③の評価対象の一つとする。

## (3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。  
なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケ

ーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

- ③ 研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④ 地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤ 本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。  
受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

### 3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

### 4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

#### ① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

#### ② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

#### ③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

#### ④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場

で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

## 実際の活動事例

### ①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

#### (事例 1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASA で凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

#### (事例 2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

### ②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

#### (事例 1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催された COP15 (国連気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議) に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通して COP15 の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

### ③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

#### (事例 1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

#### (事例 2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ (「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等) で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

### ④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

#### (事例 1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント (サイエンスアゴラ 2009) において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年 3 月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年 6 月には、科学・技術フェスタ in 京都ー平成 22 年度産学官連携推進会議ーへ参加・出展した。

(参考2)

◎ 日本の研究者数	約83万9千人 (2008年度：総務省調)
(内訳)	
大学等	約30万6千人
公的機関	約3万2千人
企業等 (NPO含む)	約50万1千人
◎ 競争的資金 (8府省)	55,713件
1 5千万円以上	
・5千万円以上の件数	1,468件(約2.6%)
・上記の研究者数(実数)	1,329人(約2.4%)
2 3千万円以上	
・3千万円以上の件数	2,447件(約4.4%)
・上記の研究者数(実数)	2,188人(約3.9%)
3 1千万円以上	
・1千万円以上の件数	7,291件(約13.1%)
・上記の研究者数(実数)	6,159人(約11.1%)
◎ プロジェクト研究資金 (7府省)	3,780件
1 1億円以上	469件 (約12.4%)
2 5千万円以上	832件 (約22.0%)
3 3千万円以上	1,334件 (約35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)